

昨今の研究活動における不適切な行為等に関する状況、研究機関の調査体制等について改めて整理しましたのでお知らせします。研究活動における不適切な行為等の防止に向けて、改めて御理解、御協力をお願いします。

4文科科第919号
令和5年3月24日



文部科学省の予算の配分又は措置により
研究を実施する研究機関の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長
柿田 恭良

研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しています。

すでに多くの研究機関では、研究不正への対応に関する規程・体制の整備、研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施など、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

これまでに「研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知）」（令和4年5月9日付け4文科科第82号文部科学省科学技術・学術政策局長通知。以下「令和4年5月通知」という。）において、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の不正行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ）等への対応について通知したところですが、研究者倫理に反する行為やその対応に関しての課題も顕在化してきている状況を踏まえ、研究活動における不適切な行為等について改めて整理しましたのでお知らせします。

研究機関の長におかれては、所属する研究者に対して、本通知の内容を周知するとともに、研究活動における不適切な行為等の防止に向けた適切な対応を引き続きお願いします。

記

1. 二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等について

近年、特定不正行為以外にも研究活動における不正行為が確認されるようになっており、研究機関の規程に基づき、不正を認定する事案が発生しています。

また、先般、論文投稿者と当該論文の査読者が連絡を取り合い、査読コメントを作成するという事案が発生しました。当該事案は、投稿者及び査読者が、守秘義務等の査読における一般的なルールを軽視し、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったものであり、所属する研究機関によって査読における不適切な行為が認定されました。

特定不正行為以外の二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等（以下「二重投稿等」という。）については、科学の信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにつながり得る研究者倫理に反する行為に当たるものであると考えられます。すでに一部の科学コミュニティにおいては、二重投稿等に限らず、具体的にどのような行為が研究者倫理に反する行為に当たるのかについて、学協会の倫理規定や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針が示されているところです。

各研究機関におかれては、上記の二重投稿等の事案が発生している現状や、科学コミュニティにより示された対応方針も踏まえ、適切に対応いただくよう改めてお願いします。

2. 研究機関における調査体制について

ガイドラインでは、文部科学省の予算の配分又は措置を受けている研究機関において、特定不正行為が疑われる事案の調査を実施する際には、①配分機関等及び文部科学省への本調査の実施の決定及び調査結果の報告を行うこと、②調査委員会について、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者である体制を確保すること、③調査結果の公表内容を定めること等について適切に対応することを求めています。

二重投稿等が疑われる事案については、ガイドラインにおいて上記の対応は明示されていませんが、研究機関におけるルールづくりは、特定不正行為に限定するものではないため、適切な調査や手続の実施等の対応が望まれます。各研究機関におかれては、二重投稿等が疑われる事案への対処も念頭に、上記の①から③までの趣旨を踏まえた規程の整備等を進めるとともに、二重投稿等が疑われる事案について調査を実施する際には、客観性や透明性の確保に十分に配慮した上で、適切に対応いただくようお願いいたします。

3. 研究倫理教育について

研究倫理教育の実効性を上げることの重要性については、これまでもガイドライン、令和4年5月通知においてお示ししているところです。

研究機関では、ガイドラインを踏まえた研究倫理教育責任者の配置や所属する研究者への研究倫理教育の取組が進んでいるところですが、これまでに文部科学省が実施した調査や各研究機関における研究不正調査の報告等から、先行研究等からの引用が適切でない、指導教員による研究ノート（実験ノート）の確認がなされていないなど、研究公正の対応が不十分なケースが見られるほか、学生に対して指導教員から研究公正に関する指導を行っていないケースも一定数見られました。

また、一部の研究機関においては、二重投稿等の研究者倫理に反する行為の具体的な内容についての研究倫理教育が実施されていないケースも見られており、近年の状況を踏まえた研究倫理教育の内容の充実が求められます。

研究機関におかれましては、すでに研究倫理教育の実施に取り組まれていると思いますが、上記の実態を踏まえ、より一層の取組の強化をお願いします。また、学生に対する研究倫理教育についても同様の取組の実施をお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課研究公正推進室

電 話：03-5253-4111（内線 4028）

E-mail：jinken@mext.go.jp